

北上市職員の宿日直手当規則の一部を改正する規則

北上市職員の宿日直手当規則（平成3年北上市規則第40号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(宿日直手当の額) 第2条 宿日直手当の額は、宿日直勤務1回につき <u>4,400円</u> とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、 <u>4,400円</u> に100分の50を乗じて得た額とする。 2 [略]	(宿日直手当の額) 第2条 宿日直手当の額は、宿日直勤務1回につき <u>4,700円</u> とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、 <u>4,700円</u> に100分の50を乗じて得た額とする。 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の北上市職員の宿日直手当規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。